

## 役員報酬規則

### (目的)

第1条 この規則は、財団法人日本税務協会（以下「本会」という。）寄附行為第25条の規定に基づき、常勤役員（以下「役員」という。）の報酬の支給について定めることを目的とする。

### (意義)

第2条 この規則における役員報酬とは、本会が役員に対し、役員の仕事の対価として支払うものをいう。

### (決定機関)

第3条 会長は、役員に報酬を支給するときは理事会の決議を得るものとする。

### (報酬の種類)

第4条 役員報酬は、月額報酬及び特別手当とする。

- 2 月額報酬は、会長が定める。
- 3 特別手当は、就業規則に定める職員の特別手当の支給基準に準じて支給する。
- 4 使用人兼務役員の報酬は、その兼務の状況によって役員報酬と使用人給与に区分して支給する。ただし、その区分が必要ないと認められるときは、役員報酬として支給することができる。

### (通勤手当の取扱)

第5条 役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて通勤手当を支給する。

### (役員報酬の支払と控除)

第6条 役員報酬は、職員給与の支給日に支給する。

- 2 所得税、社会保険料等の控除及び本人から申出のあった積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。
- 3 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割計算で行うものとする。

### (補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

この規則は、平成14年5月30日から施行する。

役員報酬規則第4条に基づく常勤役員の月額報酬

月額報酬の額 340,000 円

以上